

「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」選定基準

1 趣旨

「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」募集・選定要項4及び5に記載する『ちば文化資産候補』及び『ちば文化資産』（以下、ちば文化資産等という）の選定に必要な事項について定める。

2 『ちば文化資産候補』の選定

評価の視点は次の①から⑥のとおりとし、1つの文化資産について、

- 5点 そう思う（あてはまる）
- 4点 ややそう思う（ややあてはまる）
- 3点 どちらとも言えない（普通）
- 2点 ややそう思わない（ややあてはまらない）
- 1点 そう思わない（あてはまらない）

の5段階で評価し、地域の実情等を勘案したうえで150件程度を『ちば文化資産候補』として選定する。

評価の視点

- ① ちば文化の魅力の特徴づける優れた文化資産であるか
- ② 次世代に継承する価値があるか
- ③ 新たな視点を加えたものか
- ④ 伝統的に受け継がれてきたものか
- ⑤ 保存・継承する取組がされているか
- ⑥ 見聞・体験できる機会が確保されているか

ただし、次のアからカに該当するものは、原則としてちば文化資産等としない。

- ア 公序良俗に反すると認められるもの。
- イ 他者の利益を害すると認められるもの、又は、特定の個人、団体若しくは商品等への利益誘導を目的とするもの。
- ウ 現存しておらず、その痕跡も残っていないもの。
- エ 県、市町村並びに所有者、権利者等の利害関係者に意見照会をし、その結果、不適切であるとの回答を得たもので、その理由が合理的であると認めたもの。
- オ 単なる山、川などの自然そのもの、又は、特定の個人。
- カ その他、県が不適切であると認めたもの。

3 『ちば文化資産』の選定

- ① 2により算出した各委員の評価点の合計に、県民投票の得票数に応じて次のとおり加点し、順位を出す。

県民投票の得票数	配点
上位20%以内	20点
21～40%	15点
41～60%	10点
61～80%	5点
81～95%	2点
95%以下	1点

- ② ①の順位に地域の実情等を総合的に勘案し、100件程度を選定する。